



事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）が改正され、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項に規定する、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画に対する厚生労働大臣の認定（以下「認定」という。）に係る認定期限が 3 年間延長されるとともに、認定要件等が見直されました（認定制度及び認定要件の見直しの内容等については別添 1 及び 2 を参照してください。）。

当該認定要件等の見直しに係る改正については、平成 29 年 10 月 1 日から施行されることから、現行の認定要件等による認定の期限は平成 29 年 9 月 30 日となります。申請から認定までの平均的な処理期間として 3 週間程度必要であるため、現行の認定要件等による認定を受けることを希望する医療法人にあっては、平成 29 年 9 月 8 日（金）までに厚生労働省着（同日消印有効）となるよう申請していただく必要があります。

貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

なお、参考までに現行の認定要件等による認定を希望している医療法人の例を添付いたします（別添 3）。

【照会先】

厚生労働省医政局

医療経営支援課企画法令係 谷、佐々木

電話番号：代表 03-5253-1111（内線 2606、2632）

：直通 03-3595-2261